

変更届の提出について

公益社団法人全日本不動産協会 茨城県本部

公益社団法人不動産保証協会 茨城県本部

宅地建物取引業法第9条の規定に基づく変更が生じた場合には、30日以内にその旨を免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事に届け出なければなりません。

また、当協会に対しましても主務官庁が受理した変更届の写しを添えて、速やかに変更届（協会指定様式）を届け出なければなりません。

さらに変更事項が、入会審査時の届出事項と重大な変更があると当協会が認めた場合には、改めて入会審査と同様の手続きにより、会員資格の適否を判断することになります。

届出事項	届出書類
1. 商号または名称	①変更届 ②県庁が受理した変更届の写し ③確約書（法人は法人の印鑑証明書、個人業者は代表者の印鑑証明書添付）
2. 代表者	①同 ②同 ③履歴書 ④保証人届（代表者の印鑑証明書添付） ⑤代表者自己所有の土地建物登記簿謄本（所有している場合） ⑥代表者届（代表者が2名以上の場合）
3. 事務所所在地 （ビル、マンション名含む）	①同 ②同 ③事務所案内図
4. 代表者現住所	①同
5. 政令使用人	①同 ②同 ③履歴書 ④政令使用人届（政令使用人が2名以上の場合）
6. 専任宅地建物取引士	①同 ②同 ③履歴書 ④取引士証の写し ⑤取引士変更届（取引士が2名以上の場合）
7. 専任宅地建物取引士現住所	①同

※1 法人におきましては、上記届出事項1～4の変更の場合、商業登記簿謄本（コピー可）を添付して下さい。

※2 代表者の変更につきましては、当協会の判断により、第三者の連帯保証人（印鑑証明書等を添付）が必要な場合があります。

※3 当協会指定の変更届他書類のご請求及び上記以外の変更届出事項につきましては、当本部事務局までお問い合わせ下さい。

平成29年4月1日現在